

公立病院改革プランの概要

団 体 名		山形県鶴岡市（鶴岡市立荘内病院）					
プ ラ ン の 名 称		鶴岡市立荘内病院中長期運営計画					
策 定 日		平成 21 年 3 月 2 日					
対 象 期 間		平成 21 年度 ~ 平成 25 年度					
病院の現状	病 院 名	鶴岡市立荘内病院					
	所 在 地	山形県鶴岡市泉町4番20号					
	病 床 数	一般 510 人間ドック 10 合計 520床					
	診 療 科 目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付[添付なし]		採算性や医師確保などの面から民間医療機関による提供が困難な不採算医療(災害を含む救急、小児、周産期など)やがん治療などの高度医療を担う。 また、地域医療支援病院として、地域医療機関への支援や地域連携バスの作成・運用を通して地区医師会や地域医療機関との連携を推進し、地域完結型医療の確立と充実を目指す。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付[添付なし]		一般会計繰出金は、総務省の繰出基準に沿って整理し、施設・機器整備に伴う企業債元利償還のほか、当院の役割として求められている救急医療や高度医療について基準の範囲内で充当している。すべて基準内の繰出しであり、基準額についても、一般会計と病院事業会計の間でその積算方法について合意が図られている。また、繰出し基準で一般会計繰出しが認められていても実際には繰出しを行っていない項目もあるが、一般会計での財源や当院に求められている役割を考慮し負担の範囲を定めている。 今後、診療体制強化などを図る場合には新たに基準額を積算し負担を検討することも考えられるが、一般会計における財源も考慮し、その都度予算編成の中で協議していく。					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	91.2	91.5	93.6	96.2	97.2	25年度に100%
	職員給与費対医業収益比率	50.0	50.5	49.6	48.7	47.8	
	病床利用率	93.3	93.3	93.3	93.3	93.3	20年度見込を維持
	材料費対医業収益比率	29.8	28.4	27.9	27.4	27.0	
	入院診療単価(円)	39,215	40,254	41,059	41,880	42,718	20年度見込から各2%増
	外来診療単価(円)	11,270	11,404	11,518	11,633	11,749	20年度見込から各1%増
上記目標数値設定の考え方		平成15年の移転・新築以来、建物等に係る減価償却費が多額となったため、当面は減価償却引当収支と資本的収支不足額をあわせての黒字を目標としてきた。 移転後10年を経過する平成25年度をめどに経常収支黒字化を目指し数値目標を設定する。 (経常黒字化の目標年度:25年度)					

				団体名 (病院名)	山形県鶴岡市 (鶴岡市立荘内病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
一日平均入院患者数(人)		476	476	476	476	476	20年度見込を維持
一日平均外来患者数(人)		876	836	836	836	836	20年度見込を維持
経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	業務委託の推進:給食調理業務部門の民間委託化(23年度) 民間委託できる業務の洗い出しと委託化の推進(21年度~) 委託業務の評価・見直し:既存の業務委託契約について、契約法・期間、仕様の見直し、類似・関連業務の一括化等を行い、委託経費を削減 経営情報と経営改善意識の共有:職員に対し、経営情報や経営改善取り組みの状況を院内報や講習会により定期的に周知					
	事業規模・形態の見直し						
	経費削減・抑制対策	給与費適正化:医療職について、業務内容等を考慮し、国や他病院と比較しながら適正水準を検討して見直し(22年度) 人材有効活用、業務効率化:業務量調査分析(21、22年度)をもとに、職種間連携、適正人員配置の検討(22年度)、適正な人員配置(23年度)を推進 医薬品費削減:後発品への切替え(5品目)、同種同効薬の整理による品目数削減(30品目)を毎年度実施 診療材料費削減:DPCの全国的な情報データを活用し診療材料の標準化推進 廉価購入に向け県内公立病院との情報交換(H20~)、価格交渉業務のコンサル業者委託化(22年度) 光熱水費の削減:原油エネルギー換算使用料を毎年度1%削減					
	収入増加・確保対策	新たな施設基準、加算、機能評価係数の取得:診療報酬の改定に合わせ実施(H20年度、入院時医学管理加算、地域医療支援病院取得済み) 診療報酬請求の適正化:職員学習会の年2回開催等の請求漏れ対策、レセプト点検徹底などの査定減少対策により査定率低減(25年度まで0.2%から0.11%へ) 新規医業外収益の確保:広告収入など営業収益以外の収益の確保について検討 未収金の早期回収の徹底:通院時の面談、電話督促、文書催告委託集金員による訪問の徹底・強化のほか、法的回収手段を検討 未収金の発生防止の徹底:入院患者の自己負担額について退院後速やかに請求する体制の構築(22年度)、医療費助成・貸付制度等について周知・相談体制の強化(22年度)					
	その他	がん診療の機能整備:がん地域連携パス作成の検討(23年度~) 地域医療支援病院機能の充実:紹介率・逆紹介率の維持、登録医制度の充実、地域医療従事者への研修の開放 医師の確保:医師の派遣元大学との連携強化、ホームページ等を活用した公募、地元出身医師へのUターンへの働きかけなど 医師の処遇と労働環境の改善:宿日直、救急診療体制の見直し、事務的作業の軽減、医師公舎の整備、運用法の検討など 臨床研修の充実・強化:全診療科(一部を除く)で指導医資格を取得(23年度まで)し体制強化 看護職及び医療技術職の専門性の向上:認定資格、専門資格取得支援 静岡がんセンターへ看護師派遣(21年度~) インフォームド・コンセントの徹底:マニュアル作成、診療内容を明記した同意書等様式の整備(22年度)、職員研修の実施により安心な医療提供の充実 DPC分析による最適なクリニカルパスの作成と活用の推進:患者に分かりやすい医療の提供、医療の標準化を推進(クリニカルパス登録数を40件から25年度までに90件) 病院機能評価の受審:次回更新に向けより高い評価を受けられるよう体制整備(23年度受審) 地域連携パスの作成推進と円滑な運用:脳卒中(20年度)、糖尿病(22年度)、がん(23年度)、心疾患(24年度)について作成 人間ドック体制の検討:脳ドック導入の検討(21年度)など 外来の待ち時間短縮と待合環境の改善:紹介初診患者の時間予約の推進、待ち時間を分かりやすく伝える仕組みの検討など					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
特記事項	病床利用率の状況	17年度	97.8%	18年度	96.7%	19年度	93.3%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	なし					

団体名 (病院名)	山形県鶴岡市 (鶴岡市立荘内病院)
--------------	----------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当院が所在する庄内保健医療圏には、ほかに次の4つの公立病院が開設されている。 ・鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院(鶴岡市 120床) ・酒田市立八幡病院(酒田市 46床) ・地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院(酒田市 525床) ・地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院酒田医療センター(酒田市 235床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	地域自治体病院懇談会(庄内地域)の意見(平成20年12月) 【地域共通事項】 ・地元医師会との連携を図りながら、鶴岡地区における平日夜間の初期救急医療提供体制の確立、拡充に向けて取り組むこと。 ・複数の医療機関が連携して治療を行う地域連携クリティカルパスの整備に向けた取組みを支援すること。 ・医療機関どうしの連携を図るために、ITなどを活用した地域医療情報ネットワークシステムの構築に向けた取組みを推進すること。 ・回復期リハビリの医療については、医療連携により南北庄内間の相互乗り入れを推進すること。 【荘内病院に関する事項】 かかりつけ医とのより一層の連携を図る「地域医療支援病院」の承認を目指すとともに、地域連携クリティカルパスを拡充して、地域の基幹病院として中核的な役割を担うことが期待される。 第5次山形県保健医療計画での方向性(平成20年3月 p.46) 「南庄内においては鶴岡市立荘内病院を中心に、更なる診療体制の充実、確保を図るとともに、地域内の一般病院との医療連携ネットワークの構築について検討します。」	
再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	(注) 1 詳細は別紙添付[添付なし] 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容>
		平成21年度～22年度 順次実施中	再編については、地域において対象となる公立病院が存在しないことから予定はない。 ネットワーク化については、 ・地区医師会等との協議による地域救急診療体制の確立、 ・地域医療支援病院としての地域医療機関への支援や地域連携パスの作成・運用 に取り組み、地域完結型医療の確立と充実を目指す。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付[添付なし] 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	<時期> 平成23年度まで <内容> 年度ごとに行う計画の点検・評価の結果を踏まえ、収支状況や将来の病院運営を見定めるとともに、「公営企業法全部適用」の導入について情報収集を行いながら事務部で検討していく。 公営企業法全部適用について結論を出す。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	年度終了後に、病院による自己点検・評価(院内の経営対策会議など)を行うとともに、地域住民、有識者の参加を得て組織する委員会等において評価を受ける。	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	毎年7～9月にかけて、自己点検・評価と委員会による評価を行う。	
その他特記事項			

(別紙)

団体名	山形県鶴岡市
(病院名)	(鶴岡市立荘内病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		(実績)	(実績)	(見込)					
収	1. 医 業 収 益 a	9,706	9,713	9,789	9,950	10,127	10,329	10,493	10,661
	(1) 料 金 収 入	9,231	9,246	9,311	9,464	9,639	9,839	10,000	10,167
	(2) そ の 他	475	467	478	486	488	490	493	494
	うち他会計負担金	130	136	145	146	148	150	153	155
	2. 医 業 外 収 益	850	730	706	695	681	682	674	664
	(1) 他会計負担金・補助金	700	647	623	616	601	604	595	585
	(2) 国 (県) 補 助 金	6	7	10	11	11	11	11	11
	(3) そ の 他	144	76	73	68	69	67	68	68
	経 常 収 益 (A)	10,556	10,443	10,495	10,645	10,808	11,011	11,167	11,325
	入	1. 医 業 費 用 b	10,764	10,733	10,729	10,745	10,622	10,705	10,710
(1) 職 員 給 与 費 c		4,812	4,853	4,940	4,932	4,929	4,936	4,920	4,904
(2) 材 料 費		2,810	2,891	2,781	2,778	2,779	2,785	2,778	2,772
(3) 経 費		1,397	1,320	1,326	1,326	1,326	1,326	1,326	1,326
(4) 減 価 償 却 費		1,254	1,128	1,118	1,101	980	1,051	1,077	1,102
(5) そ の 他		491	541	564	608	608	607	609	608
2. 医 業 外 費 用		705	720	735	623	618	626	618	605
(1) 支 払 利 息		310	303	297	291	285	296	290	276
(2) そ の 他		395	417	438	332	333	330	328	329
経 常 費 用 (B)		11,469	11,453	11,464	11,368	11,240	11,331	11,328	11,317
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	913	1,010	969	723	432	320	161	8	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)		145						
	2. 特 別 損 失 (E)		1,120						
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	0	975	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)	913	1,985	969	723	432	320	161	8	
累 積 欠 損 金 (G)	4,388	6,373	7,342	8,065	8,497	8,817	8,978	8,970	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	3,027	3,117	3,116	3,220	3,468	3,887	4,393	5,079
	流 動 負 債 (イ)	687	626	626	627	620	625	625	625
	うち一時借入金								
	翌年度繰越財源(ウ)								
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額 (I)								
差引不良債務 (オ)	2,340	2,491	2,490	2,593	2,848	3,262	3,768	4,454	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	205	151	1	103	255	414	506	686	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	92.0%	91.2%	91.5%	93.6%	96.2%	97.2%	98.6%	100.1%	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-24.1%	-25.6%	-25.4%	-26.1%	-28.1%	-31.6%	-35.9%	-41.8%	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	90.2%	90.5%	91.2%	92.6%	95.3%	96.5%	98.0%	99.5%	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	49.6%	50.0%	50.5%	49.6%	48.7%	47.8%	46.9%	46.0%	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)									
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$									
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率									
病 床 利 用 率	96.7%	93.3%	93.3%	93.3%	93.3%	93.3%	93.3%	93.3%	

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
 例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		(実績)	(実績)	(見込)					
収 入	1. 企業債	46	217	151	225	950	321	261	318
	2. 他会計出資金	486	487	528	532	554	577	674	692
	3. 他会計負担金								
	4. 他会計借入金								
	5. 他会計補助金								
	6. 国(県)補助金			1					
	7. その他		8	4	2				
	収入計 (a)	532	712	684	759	1,504	898	935	1,010
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)								
	前年度許可債で当年度借入分 (c)								
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	532	712	684	759	1,504	898	935	1,010	
支 出	1. 建設改良費	56	222	157	227	950	321	261	318
	2. 企業債償還金	728	731	797	818	858	902	1,091	1,123
	3. 他会計長期借入金返還金								
	4. その他								
支出計 (B)	784	953	954	1,045	1,808	1,223	1,352	1,441	
差引不足額 (B) - (A) (C)	252	241	270	286	304	325	417	431	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	252	241	270	286	304	325	417	431
	2. 利益剰余金処分額								
	3. 繰越工事資金								
	4. その他								
計 (D)	252	241	270	286	304	325	417	431	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)									
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)									
実質財源不足額 (E) - (F)									

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	(実績)	(実績)	(見込)					
収益的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	829,447	783,723	768,627	762,692	749,823	753,634	748,366	739,891
資本的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	486,581	486,581	527,757	531,718	553,507	577,412	673,941	691,866
合計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	1,316,028	1,270,304	1,296,384	1,294,410	1,303,330	1,331,046	1,422,307	1,431,757

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

公立病院改革プランの概要

団 体 名		山形県鶴岡市(鶴岡市立荘内病院【荘】) (鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院【湯】)						
プ ラ ン の 名 称		鶴岡市立荘内病院中長期運営計画 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院改革プラン						
策 定 日		【荘】平成 21年 3月 2日 【湯】平成 21年 3月 26日						
対 象 期 間		平成 21 年度 ~ 平成 25 年度						
病院 の 現 状	病 院 名	鶴岡市立荘内病院【荘】 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院【湯】						
	所 在 地	【荘】山形県鶴岡市泉町4番20号 【湯】山形県鶴岡市湯田川字中田35番地10						
	病 床 数	【荘】一般 510 人間ドック 10 合計 520床 【湯】療養 120						
	診 療 科 目	【荘】内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科 【湯】内科 リハビリテーション科						
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付[添付なし]		<p>【荘】採算性や医師確保などの面から民間医療機関による提供が困難な不採算医療(災害を含む救急、小児、周産期など)やがん治療などの高度医療を担う。 また、地域医療支援病院として、地域医療機関への支援や地域連携パスの作成・運用を通して地区医師会や地域医療機関との連携を推進し、地域完結型医療の確立と充実を目指す。</p> <p>【湯】地域医療における療養型病院の役割を担っており、入院療養から在宅療養に移行する局面において、病状の安定と障害の克服を図り、安心して家庭に復帰し住み慣れた地域での生活が続けられるよう自立生活を支援している。 すなわち、急性期の入院サービスを担う地域医療機関と密接な連携を図り、急性期治療を経過した患者の皆さんを早期から受け入れ、回復期におけるリハビリテーション医療を集中的に提供するとともに、疾病の長期化、重度の障害に対する医療的処置を施す総合的慢性期医療の拠点としての役割を果たしている。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付[添付なし]		<p>【荘】一般会計繰出金は、総務省の繰出基準に沿って整理し、施設・機器整備に伴う企業債元利償還のほか、当院の役割として求められている救急医療や高度医療について基準の範囲内で充当している。すべて基準内の繰出しであり、基準額についても、一般会計と病院事業会計の間でその積算方法について合意が図られている。また、繰出し基準で一般会計繰出しが認められていても実際には繰出しを行っていない項目もあるが、一般会計での財源や当院に求められている役割を考慮し負担の範囲を定めている。 今後、診療体制強化などを図る場合には新たに基準額を積算し負担を検討することも考えられるが、一般会計における財源も考慮し、その都度予算編成の中で協議していく。</p> <p>【湯】企業債償還元利金に要する経費のほか、収益的収支では、減価償却引当前で収支が均衡するように必要額を、資本収支では、建設改良費等における特定財源充当後に生じる不足額をそれぞれ一般会計で負担する。これは、当院が地域医療における療養型病院の拠点として重要な役割を担っており、充実した医療サービス等の提供と安定した運営を確保するための必要な措置である。</p>						
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	【荘】	経常収支比率	91.2	91.5	93.6	96.2	97.2	25年度に100%
		職員給与費対医業収益比率	50.0	50.5	49.6	48.7	47.8	
		病床利用率	93.3	93.3	93.3	93.3	93.3	20年度見込を維持
		材料費対医業収益比率	29.8	28.4	27.9	27.4	27.0	
		入院診療単価(円)	39,215	40,254	41,059	41,880	42,718	20年度見込から各2%増
		外来診療単価(円)	11,270	11,404	11,518	11,633	11,749	20年度見込から各1%増
	【湯】	経常収支比率	95.5	96.9	97.0	97.3	97.5	
		職員給与費対医業収益比率	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	指定管理者制度のため
		病床利用率	93.3	98.0	98.0	96.0	96.0	
上記目標数値設定の考え方		<p>【荘】平成15年の移転・新築以来、建物等に係る減価償却費が多額となったため、当面は減価償却引当前収支と資本的収支不足額をあわせての黒字を目標としてきた。 移転後10年を経過する平成25年度をめどに経常収支黒字化を目指し数値目標を設定する。 (経常黒字化の目標年度:25年度)</p> <p>【湯】経常収支比率については、資金ショートしないよう対象期間中の減価償却前黒字を確保する。病床利用率については、95%以上を維持する。</p>						

				団体名 (病院名)	山形県鶴岡市 (荘内病院) (湯田川温泉リハビリテーション病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
【荘】	一日平均入院患者数(人)	476	476	476	476	476	20年度見込を維持
	一日平均外来患者数(人)	876	836	836	836	836	20年度見込を維持
	【湯】 医業収支比率	95.9	95.6	96.1	96.2	96.4	
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的经营手法の導入	<p>【荘】 業務委託の推進:給食調理業務部門の民間委託化(23年度) 民間委託できる業務の洗い出しと委託化の推進(21年度~)</p> <p>委託業務の評価・見直し:既存の業務委託契約について、契約法・期間、仕様の見直し、類似・関連業務の一括化等を行い、委託経費を削減</p> <p>経営情報と経営改善意識の共有:職員に対し、経営情報や経営改善取り組みの状況を院内報や講習会により定期的に周知</p> <p>【湯】 平成18年度から指定管理者制度(代行制)を導入済(社団法人鶴岡地区医師会を指定管理者に指定)。</p>					
	事業規模・形態の見直し	【湯】 対象期間中は現在の事業規模及び経営形態で目標の達成を目指す。					
	経費削減・抑制対策	<p>【荘】 給与費適正化:医療職について、業務内容等を考慮し、国や他病院と比較しながら適正水準を検討して見直し(22年度)</p> <p>人材有効活用、業務効率化:業務量調査分析(21、22年度)をもとに、職種間連携、適正人員配置の検討(22年度)、適正な人員配置(23年度)を推進</p> <p>医薬品費削減:後発品への切替え(5品目)、同種同効薬の整理による品目数削減(30品目)を毎年度実施</p> <p>診療材料費削減:DPCの全国的な情報データを活用し診療材料の標準化推進 廉価購入に向け県内公立病院との情報交換(H20~)、価格交渉業務のコンサル業者委託化(22年度)</p> <p>光熱水費の削減:原油エネルギー換算使用料を毎年度1%削減</p> <p>【湯】 在庫管理の徹底と購入品目の厳選を行い、診療材料等の効率的購入及び管理を図る。また、光熱水費等の節減を図り、全職員に経費節減の周知徹底と意識改革に努める。</p>					
	収入増加・確保対策	<p>【荘】 新たな施設基準、加算、機能評価係数の取得:診療報酬の改定に合わせ実施(H20年度、入院時医学管理加算、地域医療支援病院取得済み)</p> <p>診療報酬請求の適正化:職員学習会の年2回開催等の請求漏れ対策、レセプト点検徹底などの査定減少対策により査定率低減(25年度まで0.2%から0.11%へ)</p> <p>新規医業外収益の確保:広告収入など営業収益以外の収益の確保について検討</p> <p>未収金の早期回収の徹底:通院時の面談、電話督促、文書催告委託集金員による訪問の徹底・強化のほか、法的回収手段を検討</p> <p>未収金の発生防止の徹底:入院患者の自己負担額について退院後速やかに請求する体制の構築(22年度)、医療費助成・貸付制度等について周知・相談体制の強化(22年度)</p> <p>【湯】 病床利用率の向上により、収益の増加・確保を図る。また、デイケアの利用者確保のために、地域の在宅介護支援施設や院内の病棟などの一層の連携を図る。</p>					
	その他	<p>がん診療の機能整備:がん地域連携パス作成の検討(23年度~)</p> <p>地域医療支援病院機能の充実:紹介率・逆紹介率の維持、登録医制度の充実、地域医療従事者への研修の開放</p> <p>医師の確保:医師の派遣元大学との連携強化、ホームページ等を活用した公募、地元出身医師へのUターンの働きかけなど</p> <p>医師の処遇と労働環境の改善:宿日直、救急診療体制の見直し、事務的作業の軽減、医師公舎の整備、運用法の検討など</p> <p>臨床研修の充実・強化:全診療科(一部を除く)で指導医資格を取得(23年度まで)し体制強化</p> <p>看護職及び医療技術職の専門性の向上:認定資格、専門資格取得支援 静岡がんセンターへ看護師派遣(21年度~)</p> <p>インフォームド・コンセントの徹底:マニュアル作成、診療内容を明記した同意書等様式の整備(22年度)、職員研修の実施により安心な医療提供の充実</p> <p>DPC分析による最適なクリニカルパスの作成と活用の推進:患者に分かりやすい医療の提供、医療の標準化を推進(クリニカルパス登録数を40件から25年度までに90件)</p> <p>病院機能評価の受審:次回更新に向けより高い評価を受けられるよう体制整備(23年度受審)</p> <p>地域連携パスの作成推進と円滑な運用:脳卒中(20年度)、糖尿病(22年度)、がん(23年度)、心疾患(24年度)について作成</p> <p>人間ドック体制の検討:脳ドック導入の検討(21年度)など</p> <p>外来の待ち時間短縮と待合環境の改善:紹介初診患者の時間予約の推進、待ち時間を分かりやすく伝える仕組みの検討など</p>					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
特 記 の 事 項	病床利用率の状況	17年度	97.8%	18年度	96.7%	19年度	93.3%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	なし					

団体名 (病院名)	山形県鶴岡市 (荘内病院) (湯田川温泉リハビリテーション病院)
--------------	--

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	所在する庄内保健医療圏には、ほかに次の3つの公立病院が開設されている。 ・酒田市立八幡病院(酒田市 46床) ・地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院(酒田市 525床) ・地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院酒田医療センター(酒田市 235床) また、療養病床を有する病院として次の2つの民間病院が開設されている。 ・庄内医療生活協同組合 鶴岡協立リハビリテーション病院(鶴岡市 156床) ・(医)愛陽会 三川病院(三川町 48床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	地域自治体病院懇談会(庄内地域)意見(平成20年12月) 【地域共通事項】 ・地元医師会との連携を図りながら、鶴岡地区における平日夜間の初期救急医療提供体制の確立、拡充に向けて取り組むこと。 ・複数の医療機関が連携して治療を行う地域連携クリティカルパスの整備に向けた取組みを支援すること。 ・医療機関どうしの連携を図るために、ITなどを活用した地域医療情報ネットワークシステムの構築に向けた取組みを推進すること。 ・回復期リハビリの医療については、医療連携により南北庄内間の相互乗り入れを推進すること。 【荘】 かかりつけ医とのより一層の連携を図る「地域医療支援病院」の承認を目指すとともに、地域連携クリティカルパスを拡充して、地域の基幹病院として中核的な役割を担うことが期待される。 【湯】 地域連携クリティカルパスの拡充や医療情報のIT化を推進して、疾患療養型病院として地域医療を担うことが期待される。 第5次山形県保健医療計画(平成20年3月 p.46) 「南庄内においては鶴岡市立荘内病院を中心に、更なる診療体制の充実、確保を図るとともに、地域内の一般病院との医療連携ネットワークの構築について検討します。」	
再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	(注) 1 詳細は別紙添付[添付なし] 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 【荘】 平成21年度～22年度 順次実施中	<内容> 再編については、地域において対象となる公立病院が存在しないことから予定はない。 ネットワーク化については、 ・地区医師会等との協議による地域救急診療体制の確立、 ・地域医療支援病院としての地域医療機関への支援や地域連携パスの作成・運用 に取り組む、地域完結型医療の確立と充実を目指す。
		【湯】 平成20年6月～ 平成20年12月に検討結果の取りまとめを行った	・県が主催する「地域自治体病院懇談会(庄内地域)」にて検討。 ・疾患療養型病院として、荘内病院等地域における他の医療機関と連携し地域医療における役割を果たしていくなかで、地域連携クリティカルパスの拡充や医療情報のIT化によるネットワークづくりを推進し、地域医療連携の強化を図る。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所)に <input type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付[添付なし] 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 【荘】 平成23年度まで 【湯】 平成18年4月 平成21年4月	<内容> 年度ごとに行う計画の点検・評価の結果を踏まえ、収支状況や将来の病院運営を見定めるとともに、「公営企業法全部適用」の導入について情報収集を行いながら事務所で検討していく。 公営企業法全部適用について結論を出す。 指定管理者制度を導入し、経営形態の見直しを実施 指定管理者制度の更新を実施予定(25年度まで)
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	【荘】 年度終了後に、病院による自己点検・評価(院内の経営対策会議など)を行うとともに、地域住民、有識者の参加を得て組織する委員会等において評価を受ける。 【湯】 指定管理者の院内各部署の職員からなる診療会議において行った事業運営にかかる点検・評価について、年間の事業報告と併せて検証する。公表する場合は、ホームページ等で行うこととする。	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	【荘】 毎年7～9月にかけて、自己点検・評価と委員会による評価を行う。 【湯】 毎年3月頃実施する。	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	山形県鶴岡市 (荘内病院) (湯田川温泉リハビリテーション病院)
--------------	--

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度							
		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収	1. 医 業 収 益 a	10,758	10,760	10,972	11,136	11,291	11,493	11,657	11,825
	(1) 料 金 収 入	10,264	10,268	10,470	10,623	10,777	10,977	11,138	11,305
	(2) そ の 他	494	492	502	513	514	516	519	520
	うち他会計負担金	130	136	145	146	148	150	153	155
	2. 医 業 外 収 益	890	750	731	717	703	704	696	686
	(1) 他会計負担金・補助金	700	667	647	638	623	626	617	607
	(2) 国 (県) 補 助 金	45	7	10	11	11	11	11	11
	(3) そ の 他	145	76	74	68	69	67	68	68
	経 常 収 益 (A)	11,648	11,510	11,703	11,853	11,994	12,197	12,353	12,511
	入	1. 医 業 費 用 b	11,877	11,825	11,966	11,979	11,831	11,912	11,917
(1) 職 員 給 与 費 c		4,822	4,857	4,945	4,937	4,934	4,941	4,925	4,909
(2) 材 料 費		2,810	2,891	2,781	2,778	2,779	2,785	2,778	2,772
(3) 経 費		2,446	2,358	2,517	2,520	2,498	2,498	2,498	2,498
(4) 減 価 償 却 費		1,308	1,178	1,159	1,136	1,012	1,081	1,107	1,130
(5) そ の 他		491	541	564	608	608	607	609	608
2. 医 業 外 費 用		731	745	745	634	627	635	627	614
(1) 支 払 利 息		320	313	306	300	293	304	298	284
(2) そ の 他		411	432	439	334	334	331	329	330
経 常 費 用 (B)		12,608	12,570	12,711	12,613	12,458	12,547	12,544	12,531
出	経 常 損 益 (A) - (B) (C)	960	1,060	1,008	760	464	350	191	20
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	145	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	1,120	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	0	975	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)	960	2,035	1,008	760	464	350	191	20	
累 積 欠 損 金 (G)	4,614	6,649	7,657	8,417	8,881	9,232	9,423	9,444	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	3,285	3,412	3,406	3,508	3,758	4,176	4,682	5,367
	流 動 負 債 (イ)	919	895	895	890	885	890	890	890
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0	0	0
差引不良債務 (オ)	2,366	2,517	2,511	2,618	2,873	3,286	3,792	4,477	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	214	151	6	107	255	413	506	685	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	92.4%	91.6%	92.1%	94.0%	96.3%	97.2%	98.5%	99.8%	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$	-22.0%	-23.4%	-22.9%	-23.5%	-25.4%	-28.6%	-32.5%	-37.9%	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	90.6%	91.0%	91.7%	93.0%	95.4%	96.5%	97.8%	99.2%	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	44.8%	45.1%	45.1%	44.3%	43.7%	43.0%	42.3%	41.5%	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)									
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(ア)} \times 100$									
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率									
病 床 利 用 率	97.0%	93.3%	94.2%	94.2%	93.8%	93.8%	93.8%	93.8%	

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	山形県鶴岡市 (荘内病院) (湯田川温泉リハビリテーション病院)
--------------	--

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		(実績)	(実績)	(見込)					
収 入	1. 企 業 債	50	219	153	232	954	325	265	322
	2. 他 会 計 出 資 金	526	530	569	558	580	604	701	719
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国 (県) 補 助 金	0	0	1	0	0	0	0	0
	7. そ の 他	0	8	4	2	0	0	0	0
	収 入 計 (a)	576	757	727	792	1,534	929	966	1,041
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	576	757	727	792	1,534	929	966	1,041	
支 出	1. 建 設 改 良 費	60	225	159	234	954	325	265	322
	2. 企 業 債 償 還 金	768	773	838	844	884	929	1,118	1,150
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	支 出 計 (B)	828	998	997	1,078	1,838	1,254	1,383	1,472
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)	252	241	270	286	304	325	417	431	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	252	241	270	286	304	325	417	431
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	252	241	270	286	304	325	417	431
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	
実 質 財 源 不 足 額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	(実績)	(実績)	(見込)					
収 益 的 収 支	(0)	(14,199)	(17,895)	(16,267)	(17,000)	(17,000)	(17,000)	(17,000)
	829,447	804,193	792,597	784,729	771,823	775,634	770,366	761,891
資 本 的 収 支	(16,922)	(18,061)	(17,571)	(9,932)	(10,000)	(11,000)	(11,000)	(11,000)
	526,591	529,134	568,783	557,568	579,507	604,412	700,941	718,866
合 計	(16,922)	(32,260)	(35,466)	(26,199)	(27,000)	(28,000)	(28,000)	(28,000)
	1,356,038	1,333,327	1,361,380	1,342,297	1,351,330	1,380,046	1,471,307	1,480,757

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。